

啓耶
製造手續

1087

六耶乙第 四 號

艦機六部乙第 五 號

簿寫 校合 發付 月 日

普四〇七三
八月九日

官房長 (印)

課僚

聯帶 (印)

昭和二十年八月二日

主務

艦裝課長

決裁 濟大臣

次官 横山

艦政局長 (印)

真

造船課長 (印)
主任 課僚

ナ取のる行の首尾文字其裝飾の儀
摩耶 島海 愛宕 赤城 滿珠 干珠
六艦の首尾の文字其裝飾の儀
甲乙丙三葉圖面の圖相定メ可然哉
此旨 候 旨 裁 然 也

1088
1089

六部

艦機六部乙部五號

校合 發月日

西曆

官房長

課僚

聯帶

昭和二十年八月二日

主務

大臣

次官

艦政局長

撰

造船課長
主任課僚

艦裝課長
主任課僚

才取あり形と首尾文字並裝飾の役
摩耶 馬海 愛宕 赤城 滿珠 干珠
艦々首尾ノ文字並其裝飾の役
甲乙丙三葉四面ノ道相定メ可然哉
付音位音裁然也

1088
1089

明治二十一年八月

日

洋
耳
生

圓面三母葉ハ形改与テ檢納ス

八月廿日

1090

軍務信

官房記録簿

軍乾第一三三〇號

軍務局長

九號

將校課

發行

主務

八廿番

淨寫校合

八月廿

主務

普四七九
八廿五

官房長

課係

聯帶

明治三十年八月十日

主務

大臣

次官

艦政局長代

兵器課長

造船課長

機関課長

鐵道課長

摩耶船兵裝兼授受ノ件

訓令案

摩耶船ノ戦兵装ヲ除クノ外艦装ヲ成上
公法運轉施行シテ期トシ其府ノ受取兵装
ノ戦ハ横須賀ニ回船シ整備ヲ期スルベシ

但目録ノ時期及兵装向等ハ概段白ノ協致ス

ハシ

二十八年八月三日

海軍次官

横濱製鐵所長ノ会書有矣

理由 本艦大砲搭載其他兵装向ノ戦山那

濱造船所程ヲ以テ備スル時ハ兵装ノ運搬其

他ノ必要ヲ要スル所本軍ノ通リ規則全右海軍

也

五

會協第 四二一 號

五

丁卯 甲第 三九 號

十一月 會計 受領

見

淨 寫

校 合

發 付

月 日

主 務

秘 書 官

普 五 七 三 七
十 月 八 日

聯 帶

1093

檢 査 村 上

明 治 廿 年 十 月 卅 日

決 裁 濟

大 臣

次 官

代 理

主 務

艦 政 局 長

造 船 課 長

特 別 費 會 計 主 任

會 計 局 長

整 理 課

主 任 課 員

摩 耶 艦 製 造 費 豫 算 增 額 之 件 上 請

小 野 廣 造 船 所 之 於 製 造 中 之 摩 耶 艦 製 造 費 當
初 豫 算 額 之 全 額 八 萬 六 千 四 百 圓 之 處 昨 年 九 月 七 日
以 降 進 了 豫 算 額 之 不 足 之 差 已 全 六 万 餘 圓 增
額 之 差 同 進 船 所 長 之 申 出 之 件 其 詳 略 矣

每 頁 一 頁

理由取調之處十九年中同所作業費計等法
 改正従前ノ制掛金ヲ増加スル等ハ大ニ本艦製
 造費豫美額ノ不足ヲ生ラヘキ原因ニシテ事
 實ニ止ル才ニ付當時増額自先可メ我上請
 可仕ル如右調書ニ就テ熟圖仕候ニ尔后竣工
 迄ニハ猶不足可相生懸念有テ依テ右等
 取調方等ニ時日遷延今日ニ至リ全ク金八百七
 千七百八拾五圓五拾九錢九匁ノ増額要請不仕候
 下ハ竣工難相成右ニ多額ノ増費ニシテ萬一都合
 卜存候場共實際ニ餘儀事莫ク見認候下有右増
 額ノ件先許相成多様仕度先可メ上
 該増額ノ係ル不足金ハ今般調製進達ノ仕
 各般製造費豫美過不足調書中ニ含美上

呈可仕見廻
此段仰
印先裁多
大

海軍省

一耶 六 游

艦 摩 耶 七 七 七 游

淨寫 (三) 校合 (三)

發付 (秋) 十月九日

主務 (伊藤)

普六三 十月廿六日

秘書官 (伊藤)

聯帶 (伊藤)

聯帶 (伊藤)

明治二十年十月廿日

主務

次官代理 (伊藤)

艦政局長 (伊藤)

造船課長 (伊藤)

主任課長 (伊藤)

艇裝課長 (伊藤) 主任課長 (伊藤)

決裁濟

大臣

本年耶委安室本艦備付砲臺更し件
摩耶砲臺本赤城島海に四艘、隱子武
冷田母砲臺門砲臺并冷田母砲臺門砲
シ裝備スヘキ計畫之案右、艦量比較
し其装砲過大にして實地航海に甚

艦政局長

海軍省

官

之危険不サト思惟身守毒味多海軍
 隊之妙於四海弄敵五海砲之老し回身中
 去照海之上砲、輕砲の以テ重更海軍
 其の陸軍隊耶重と云ふ其艦ノ大砲は已に
 海外に注文海軍の以テ追而考り按りテ人
 ぞ見込と云ふ其の以テ重なり摩耶艦
 ノ機装向ホ漸次進歩セしは海軍其吃水
 亦ツ視りて果して排山量相嵩と云ふ身守
 陳廿四冊砲、如キ重なり其艦隊スんは
 航海ノ危険ノ慮を方々守り其艦隊ノ耶
 亦之石も其艦を多海軍其艦隊ノ如ク砲艦
 其艦隊ノ如ク其艦隊ノ如ク其艦隊ノ如ク
 得んが如ク其艦隊ノ如ク其艦隊ノ如ク

四冊ヲ廢シ目下兵學ヲ成ルルニ至ルニ一冊ヲ去
 門ヲ以テ之レト換用シ又素ク之ヲ行フニ四冊
 代砲ニ武花砲ヲ用ルル者細旋四砲ヲ撤
 去シ其ノ專重ヲ改造シテ之ニ充テテ摩耶
 素ク之ヲ行フニ備付テアリシ槍ト細砲二門ノ砲
 架ヲ改造シテ之ヲ換用スルニ彼是係在ト
 存分弁為貴部何分ノ事意見見テ報示
 ヲ付テ之ヲ行フニ思フニ也
 二十一年五月五日 海軍大臣
 東謀本部長官
 正高曹長 武花砲ニ用ルル者細
 旋四砲ハ一門ヲ以テ之ヲ換用スルニ
 砲門分ノ事ニ

文庫

承りしう金村さんノ計 爲しし片艦が
 片艦、種多カスレリ因難ク九ノ一ナリス
 爲りしりノ決裂し其ノ原形ノリト存
 存ノ首領太極ノ行ハ種多向中未既
 種多也トナリ目下ノ然ハ先ノ其行ハ種多
 物多之ヲ給ハス多ク其ノ行ハ種多
 リス之中見込ハ種多トナリ種多
 種多中未多ノ種多也トナリ種多
 月行ハ種多種多種多種多種多
 家行ハ種多種多種多種多種多
 種多種多種多種多種多種多種多
 二門(女座門)ト門(砲)ノ新規模ノ入ルル
 種多種多種多種多種多種多種多

三六三
三月一日

艦政局

海軍本部 參軍第一〇一號第二

海軍本部 參軍第一〇一號第二
艦政課 第一〇一號第二
海軍本部 參軍第一〇一號第二

六郎乙第六二號

艦政本部乙六
號

第六二一三二號

經由本局換領之件、所出以會之趣、
右之來意通り別、異在、其間、
種、在、本、方、以、段、及、回、答、也、
昭和二十年十一月一日

海軍本部 參軍第一〇一號第二

海軍大臣 白 爵 西 御 從 道 毅

艦政本部 參軍第一〇一號第二

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

参
計
方
式

1101

備考

六 號 / 二

艦政六部七次ノ二 第 二

三月廿七日

秘書官 (本宿)

淨寫 (三) 校合 (三) 發付 (三) 二月七日

(三)

主務 聯帶

(三)

以以之 年二月廿日

主務

決裁

大臣

次官代理 (伊藤)

艦政局長 (三)

兵備課長

主任課僚

(三)

造船課長

主任課僚

(三)

艦裝課長

主任課僚

(三)

摩耶堂右艦法付砲徑変更ノ件

摩耶艦

前部 十五寸砲一門

後部 同前

陸兵六部甲部二号

每 五

分

外

速射砲或門ツ直子可備付見

並に六艘

前部 二十一冊門

以鳥海艦通

後部 十二冊砲臺門

右在船中備付此種砲臺更に其の存否ハ
 家業本十一月及三月迄に於て未だ其存
 否を以て之を集り一冊の才二冊は四
 冊の備付に於て其の右に各一冊の備付に
 於て其の右に各一冊の備付に於て其の
 右に各一冊の備付に於て其の右に各一
 冊の備付に於て其の右に各一冊の備付
 畫に改定列线图に通海付方取付
 後見より各条尚何分も其意不見也

是は海軍の要である及海軍大臣

二年二月二十七日海軍大臣

海軍大臣の長官

近而列代國の三案は四層に際して

付の各案は

理由本件は客案の計画に海軍の現存

砲臺をふりかへたは海軍の未だの砲臺

はこれの海軍の砲臺部門の不足を

おそれ以て右二門を海軍の砲臺

ガ九義の砲臺は海軍の砲臺

砲臺の砲臺は海軍の砲臺

砲臺の砲臺は海軍の砲臺

海軍大臣

艦政局

普六三一
三月十四日

本軍部 参軍第二三四 號第二

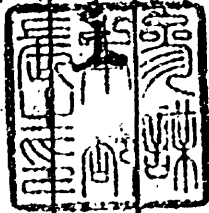
兵器課

六耶乙二 號

本日第六号之艦兵裝換之件
即蒙宿二艦兵裝換之件
二付所照會之趣以承取之事
美不待心遂之海を別異存
州之河而來意通一、所治定
お成此段詠圖面有係及所
回答也

明治二十一年三月十三日

参謀本部 長 一 品 熾 親



海軍大臣 白根 西 道 自 殿

艦兵部 分二号ノ部

艦六部乙引二 號二

兵器課

備

大耶乙卯二

五月三十一日
三月七日

秘書官

淨寫 校合

發付
三月七日

主務
聯帶

明治廿一年三月廿日

主務

決濟

大臣

次官

代理

艦政局長

兵務課長

主任課僚

造船課長

主任課僚

艦裝課長

主任課僚

摩耶安宮兩艦海軍大臣

摩耶艦

前部 十五母化一門

後部 同有

艦名 摩耶甲卯二

1108

外

速針比武門ノ近而可海見也

但城記ニ後刻ノ道

倭寇船

前部 廿一冊比武門

但島海程ノ道

後部 十二冊比武門

但城記ニ後刻ノ道

右摩耶倭寇船ノ儀以備用也此ノ儀有

記ノ道 砲禮制定ノ儀条其有心得也

辛巳年二月十七日海軍大臣

實業省府司令長官

東洋書院蔵

東洋書院蔵

1110

淨馬(秋山)校合

十月三十一日

主務

秘書官(赤宿)

(印)

聯帶

四日廿一年十月廿二

主務

大臣

次官(山)

艦政局長

(伊藤)

兵器課長

(栗)

主任課長

(前田)

造船課長

(佐藤)

主任課長

(佐藤)

主任課長

(佐藤)

摩耶防衛速射砲之試射送付

令第一九號

按

摩耶防衛速射砲之試射送付

六二七号之試射送付

砲中及照準其基列紙圖而送此際製造

送付摩耶防衛速射砲

方以計ヲマシ

三十一日

海軍大臣

横濱鎮守府内長友宛

別紙同封紙船政局より

1113

編輯

一 耶甲 二〇 號

一 耶甲 第一五 號

八

淨馬三浦 校合

八月三十一日

上務

秘書官 奉宿

取寄

聯帶

田

廿一年七月辛丑

決裁濟大臣 禮道

次官代理

行政局長 代

夜装課長

主任海使 内山

造船課長 代 主任海使

普才四五六五号

横濱支那支店

摩才四五六五号 耶経長 上布

上の二由 廉形 役及 改告 内 必 紀 拾 廉

其 府 方 指 通 了 認 存 又

長 官

1114 ス

但は地都原、調査中、年迄、何処へ我
まおき達へし

昭和廿一年八月三〇

三
三
三

1115

改造ノ部

一 ポートダビット

一 オートニクスダビット

一 トップスルハリヤード或ハトップスクリン

一 ホールブレースダビッドヘット

一 ビルジホシゴ吸口ラ低メル

一 ラダヘット通話ヲ讀メ方

一 火支出入ロスタシヨシヨ付クル

改造ノ部

船底ノ根ハ既知ナリ窓ヲ後方

海軍省

一 簿庫リット打虫及相展る
修理部

海軍省

1117

華五
七月六日

船政局

摩普第 乙二編

ボートに心づくし外に物四箇新設又

改造等お成る為存上

南船長官の改修の由を便に及未又
以備付ふ是等ニテ申す事し今昔の調に
外に四箇の通し、存し、改修の由を
改造等お成る為存上、改修の由を
改修の由を、改修の由を、改修の由を
改修の由を、改修の由を、改修の由を
改修の由を、改修の由を、改修の由を

左様とす

摩普第長吉田

親

三
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

土師

六郎 二〇號

六郎甲外一五號

海軍省

植多及之軍艦ノ全隻ヲ初島ヲ由テ



此島ノ之係大船北止ニ其ノ船ノ幸ニ口達ニ其ノ事
此島副甲仕也

1119

改送お城を御所たつて

一ポート外ロット

高ノ城内に御所を移す

一オリエントガススタンション

郵便局

一トワプスルハリヤードに或トワプマストリギン

トワプマストリギン
スラフ塔を移す

一エシコルダビツト

急岩ノ如ク

一オールブルリース

ノースマストヘフトへ取付

一ビルビボツト

吸口を移す

一ラダヘット通路を廣く

一福地ノカキ人建長也

一土倉移築御室 但現在吉人室に改築し人室に

一船門借掃

本船移すに船を移す

一中更出入口ハスタシシコレ取付

一卒隊殿入腰掛を移す

軍省

1120
1121

新設おむる物たる通

一 マイニロワト

一 シリーピングテークルボリースケユブ

一 船長室と甲板裏張方

一 金庫拵甘方

一 ストロー拵場所

一 汲水拵鏡方 但方好と茶庫之分

一 燈室移替拵方

一 主室室内の至計拵所帳簿拵

一 筆架拵器拵方

一 物取片拵根上、明り窓

海軍省



一 彈庫 リバット 赤重シ及板張換
以備強お由委分

海軍省

○ 1123

一 端舟

此現在只儀ハ今ニテハ多ク多ク少ク多ク舟ハ能

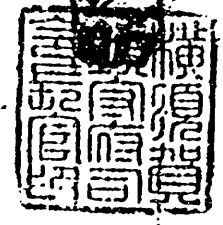
引 煙 九 成 取 分

但現在ハ少ク中儀ハ水ニ中儀ハ

海軍省

海軍大臣伯爵西郷從道殿

補須賀鎮守府司令長官事務官西郷



1126

あまのこころ

一ボートがビツト

石浜に泊るギク用ダビツトに長弁

短クシテ端渡り行内へ引ル時雪

際へ船引のし難ク又中実らんか

ク用ダビツトを短クシテ船

渡り行内へ引ルを短クシテ船

渡り行内へ引ルを短クシテ船

渡り行内へ引ルを短クシテ船

渡り行内へ引ルを短クシテ船

渡り行内へ引ルを短クシテ船

渡り行内へ引ルを短クシテ船

渡り行内へ引ルを短クシテ船

ノイロ部とアイボールド後ヶ是と取ル
 一ビルボコパ波コラ低まん
 是ハ吸口短クシテビルンテ元多ク吸付
 ルケ少ク思儀テ之レシテ道中ニ延ス
 一ラダハツト通路ヲ認テ方
 是レハラダハツト通路ヲ認テ方
 穴狭リ通ルハ出テ難キ事ナシ
 加振メる
 一ケマシメ人口スモシヨ取付
 是レシテ通ルハ出テ難キ事ナシ
 其ハツクノ四隅ニ重石ヲ積リ後
 ケ之レニカバリテ及フテ其路ヲ便利

トナス

一 友被後ハ後指ケテ居テカ
 是レハ長ク向ノ名少シク少カ
 ノ多ク又被後指ケテ居ルカ
 可信ク信シキ事カ新ト信ケ
 曰信ノ大カト改テスル
 一 是レコルダビツト生シキ名
 左エシコルダビツトハ信
 信カテノ事カ信ケテ居ル
 前メテ信ケテ改テスル

方言集

新設

一メーシビツト後方

是ハ後橋、根ニビレイシビレバシトノ後

リテ、シビレルノ計、シビレハ此ノバシト

ニシテ、シビレルノ計、シビレハ此ノバシト

リ、シビレルノ計、シビレハ此ノバシト

ビツトヲ新規、シビレハ此ノバシト

一レカシビシゲテ、シビレハ此ノバシト

是ハ、シビレルノ計、シビレハ此ノバシト

一ルニシテ、シビレルノ計、シビレハ此ノバシト

ケビシ内、シビレルノ計、シビレハ此ノバシト

けんし

一 ストウブ 猪

行長守玉 ストウブ ハケビロ 鹿ノ方 御

ヲ配リ 守玉ニ 孝リ 御 御 御 御 御 御

御 御 御 御 御 御 御 御 御 御

御 御 御 御 御

御 御 御 御 御

御 御 御 御 御 御 御 御 御 御

御 御 御 御 御

御 御 御 御 御 御 御 御 御 御

御 御 御 御 御 御 御 御 御 御

御 御 御 御 御 御 御 御 御 御

御 御 御 御 御 御 御 御 御 御

御 御 御 御 御 御 御 御 御 御

大砲... 長官... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...
 桐... 板... 桐... 板...

ヤ

一 行も字を甲板に書ける板張る
右も字をサノ同様に書ける板張る
シリ前リ取れる文字十キモノト同

止

1134

音書

信理

一、洋に在りべシト打取と及板法り扱ひ
此洋に在り、活版屋ノ浸ハスル原因ハ其
持て、又ニ在りタル者、ノステレシキガヨリ
紙漏スル所、其ノミテ活版屋感ニ寄
リ、自今、多クニ及ブ、此ノ底板ハ
原色、白ト浸入スルモノト、認むルニ、此
底板、其ノ板、板ノリ、バツト、不
換ニシテ、内紙、挿入、シ、得、心
一、能、ハ、換、ル、

予のあひはりし 勲道ニシテ
おこなえりし 功績ハ
しり 功績ニ 功績ニ
ツタヒ 功績ニ 功績ニ